回覧

令和7年度津野町観光情報発信事業委託業務について

募集内容

1 業務の概要

- (1)業務名 令和7年度津野町観光情報発信事業委託業務
- (2)業務の目的

SNS 等のツールを利用して、観光スポット、歴史、文化、食、自然などの魅力やイベント、観光情報などを効果的かつ効率的に実施することで、津野町への訪問、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーターの増加など、観光振興と地域の活性化につなげるとともに、「満天の星のまち津野町」の認知度を向上させることを目的とする。

- (3)委託期間 契約締結日から令和8年3月31日
- (4) 主な業務の内容

①Instagram (Facebook) の運用 アカウント名「@tsunobura」 月4件以上投稿

②奥四万十ブログによる情報発信

月1件以上投稿

③津野ぶらホームページの運用

月1件以上

④その他 WEB を活用したプレスリリース

月1件以上

⑤商品等紹介

随時

- ⑥その他独自の提案
- (5) 実績報告等

本業務により実施した業務内容(発信した内容、日時、件数等)及び公式 Instagram のアカウント状況(保存数、リーチ数、フォロワー数、インプレッション数等)、それらのデータをもとに分析したものについて、翌月15日までに毎月報告するものとする。

2 応募資格要件

参加者の資格要件は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 津野町内に本店(本社) または営業所等の事業所を置く法人または個人事業主であること。
- (2) 地方公共団体・観光協会・企業等の公式 SNS 等のライティング業務に携わった経験を有するもの。
- (3)情報発信コンテンツの作成において、常に津野町内の情報収集ができる体制があり、即時の現地取材、現地撮影にも対応できること。
- (4) 当該業務で、営利活動、政治活動、宗教活動を行わないもの。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (6) 津野町暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 津野町税、使用料等納付すべきものについて滞納がないこと。

3 応募方法

様式等、応募書類については、津野町役場本庁舎観光推進課にて配布します。 ※配布時間:平日午前8時30分から午後5時15分

4 スケジュール

項目	日程
募集要領の提示	令和7年4月1日(火)
参加表明書提出期限	リ 4月14日(月)午後5時必着
企画提案書等提出期限	" 4月23日(水)
審査委員会 (書類・プレゼンテーション)	" 4月25日(金)
審査結果通知	" 4月28日(月)

5 問い合わせ先

〒785-0201 津野町永野 4 7 1 - 1 津野町役場 観光推進課 担当:高橋

電話 : 0889-55-2021